

## 第8期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画事業にかかる振り返りシート

## 基本目標：1 地域包括ケアの機能強化

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
1 地域包括支援センターの機能強化 【重点】	(1)地域包括支援センターの機能強化	本市の高齢者・介護分野における状況・課題や地域包括システムの深化・推進に向けた施策に対応できるよう、地域包括支援センター運営協議会において、実施方針等の審議及び事業評価を行い、地域包括支援センターの機能強化を図ります。	高齢福祉課	地域包括支援センター運営協議会にて実施方針の審議、事業評価を行いました。各委員の指摘に基づき業務の改善に取り組み、地域包括支援センター機能の強化を図りました。	◎	引き続き国の評価指標を基に、各地域包括支援センター業務の実施状況を把握し、これを踏まえ地域包括支援センター運営協議会での検討を通じて出された改善策等から、業務の重点化・効率化を進めます。	現状維持	
		高齢者の実態把握、介護予防の推進、高齢者やその家族への総合的な相談や権利擁護のための取組を行います。		南北2圏域の地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口となり、関係者や地域住民等と連携を取りながら相談業務を行いました。		両センターでのサービス格差が生じないよう、地域包括支援センター定例会等で情報を共有し、必要に応じて業務改善を行います。	現状維持	
	(2)相談及び苦情対応体制の強化	高齢者の保健・医療・福祉の総合相談窓口である地域包括支援センターとの情報共有・連携強化を図り、介護保険サービス、介護保険外サービス等必要なサービスを受けられるよう個別訪問する等の支援を行います。	高齢福祉課	高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口である地域包括支援センターとの情報共有・連携強化を図るため、毎月1回、定例会を開催しました。介護保険サービス、介護保険外サービス等必要なサービスが適切に受けられるよう、相談支援を行いました。	◎	地域包括支援センターの機能強化を目指すとともに、相談内容的に的確に把握し、専門的・継続的な相談支援を行っていきます。	現状維持	
		苦情相談等の対応マニュアルを整備し、苦情及びその原因と対応策について、職員間で情報共有し、再発防止やサービスの質の向上につなげます。		苦情相談の内容を記録し、職員間で情報共有することにより再発防止やサービスの質の向上につなげました。		苦情相談記録を整理し、実際にあった苦情及びその原因と対応策について情報共有し、再発防止やサービスの質の向上に努めます。	現状維持	
	(3)地域ケア会議の充実	医療・介護の専門職や地域団体などの関係者が協働して、個別課題や地域課題を把握し、高齢者の自立支援等について検討します。	高齢福祉課	要支援者を対象に重度化防止を目的とした介護予防支援会議を年間計画に沿って実施しました。理学療法士や歯科衛生士、管理栄養士、地域包括支援センター職員等多職種が参加し、関係団体との連携を深めました。多様な会議の積み重ねにより、地域課題の発見につなげる必要があります。	○	引き続き介護予防支援会議を計画的に実施し、高齢者の自立支援、重度化防止を図るとともに、地域課題を把握し、地域ケア推進会議に諮ります。	現状維持	
		地域づくり・資源開発に生かせるよう継続的に会議を開催することで、関係団体との連携を深め、地域包括ケアシステムの深化を目指します。				地域支援検討部会、地域支援検討部会、介護予防支援会議、個別ケース会議の4部会から発見された地域課題をまとめ、政策形成につなげられるよう地域ケア推進会議を開催します。	改善・充実	
2 在宅医療・介護連携の推進	(1)在宅医療・在宅歯科医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療と介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療、在宅歯科医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指します。 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、中核病院、ケアマネ協議会等関連機関と懇談会を開催し、地域の課題の抽出と対応策の検討を行うとともに、医療・介護関係者の専門研修を通じて人材育成、ネットワークづくりを行います。 市民に対しては市民講座を開催し、在宅医療、在宅歯科医療や介護、終末期ケアや在宅での看取りについて理解を深めることができるよう普及啓発を行います。	高齢福祉課	多職種による研修や市民向け普及啓発講座を開催しました。訪問診療を提供する医療機関が少なく、在宅医療を担う資源が不足しています。	○	専門職を対象とした研修を開催し、人材育成、ネットワークづくりを行うことにより、多職種が協働して在宅医療・在宅歯科医療・介護が一体的に提供できる体制の構築を目指します。	現状維持	
3 地域での助け合い・支え合いの推進～地域共生社会の実現に向けて～ 【重点】	(1)協議体の設置	生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、「定期的な情報共有・連携強化の場」として協議体を設置することにより、各種団体等との情報共有及び連携・協働による社会資源開発等の推進を図ります。	高齢福祉課	第1層協議体を設置し、社会福祉協議会、ボランティア団体等、多様な主体による地域の支え合い活動の活性化に向けた情報共有に努めました。第2層協議体設置に向けた勉強会・懇談会を実施し、事業の周知・啓発に努めました。第2層協議体設置が課題です。	◎	助け合い・支え合いの地域づくりを進めるため、第2層協議体設置を設置し、地域住民による話し合いの場を設け、支え合い活動の活性化を目指します。	改善・充実	
	(2)生活支援コーディネーターの配置	助け合い・支え合いの仕組みづくりの調整役として生活支援コーディネーターを配置し、地域資源マップの作成、新たな生活支援サービスの開発等に取り組んでいきます。	高齢福祉課	生活支援コーディネーターを3名配置し、民生委員、福祉委員を始めとする地域の関係者や、サロン等集まりの場に出向き、地域ニーズを把握し、地域課題の共有を図りました。まちづくり団体等多様な主体との連携、住民主体での課題解決に向けた取組の推進が必要です。	◎	生活支援コーディネーターのスキルアップ、多様な団体との連携に努めます。	現状維持	

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
3 地域での助け合い 支え合いの推進 ～地域共生社会の実現に向けて～ 【重点】	(3)生活支援サービスの充実	住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスの充実を図るため、NPO や民間企業、住民ボランティア等の多様な主体による生活支援・介護予防サービス事業等の推進とその担い手の確保に努めます。	高齢福祉課	地域のボランティアによるデイサービス(通所型サービスB)が開所しました。 住民助け合いサービス等を紹介する勉強会を開催し、制度の周知・啓発に努めました。	◎	第2層協議体を設置し、多様な主体による地域課題解決に向けた話し合いの場を設け、担い手の確保と生活支援サービス創出に努めます。	改善・充実	
	(4)住民主体による地域福祉活動の確立	社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、長寿クラブ会員等による見守り活動、サロン活動を通じた地域活動を行います。 社会福祉協議会、自治会等と連携を取り、民生委員・児童委員、福祉委員が行う高齢者の見守り活動等の活動支援を行います。	高齢福祉課	民生委員・児童委員等がひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行っています。また、長寿クラブが地域の高齢者の見守り活動を行っています。	◎	長寿クラブのネットワークを活用し、高齢者に必要な情報が掲載されたチラシを配布するなど、見守り活動の強化に努めます。	現状維持	
			社会福祉協議会	社会福祉協議会では、社会福祉協議会に登録された70歳以上ひとり暮らし高齢者へ、地域の福祉委員による定期的な声掛け訪問活動を支援しています。社会福祉協議会に登録されているひとり暮らし高齢者数は、住民基本台帳上の独居高齢者数と大きく乖離しています。実際にひとり暮らしをしていても把握されていない高齢者も多くいると考えられます。	○	地域のひとり暮らし高齢者の把握と登録に向けて、理解促進を図っていく必要があります。 毎年度末に進捗状況を確認しており、詳細は令和7年度からの第5期地域福祉活動計画へ反映させていただきます。	改善・充実	
	(5)福祉意識の醸成 ①福祉意識の啓発	市や社会福祉協議会の広報を通じて、福祉意識の啓発などを行います。「福祉まつり」「社会福祉大会」「福祉講演会」「福祉映画会」などの事業を開催します。	社会福祉課	「福祉まつり」「社会福祉大会」「福祉講演会」等の各事業を社会福祉協議会と共催するなど、引き続き福祉意識の向上に努めています。	○	市や社会福祉協議会の広報を通じて、福祉意識の啓発などを行います。「福祉まつり」「社会福祉大会」「福祉講演会」「福祉映画会」などの事業を通して、福祉意識の啓発を推進します。	現状維持	
			社会福祉協議会	社会福祉協議会では、地域福祉活動計画に「福祉情報の発信」と記載し、定期的な情報発信に努めています。ホームページでは、長期間更新されていない項目もありました。令和4年度は、福祉まつり、福祉講演会、福祉映画会を実施し、福祉大会は規模を縮小し、記念式典のみの開催としました。	○	更新しつづ見やすいホームページにしていきます。 毎年度末に進捗状況を確認しており、詳細は令和7年度からの第5期地域福祉活動計画へ反映させていただきます。	現状維持	
	②福祉教育の充実	小・中・高の総合的学習の時間を利用し、福祉に関わる学習の開催や「福祉学習出前講座」を開催します。	社会福祉協議会	社会福祉協議会では、地域福祉活動計画に「教職員・児童生徒が福祉に関心と理解を深める事業の開催」と記載し、総合的な学習の時間を含む学校での福祉教育実施を、福祉学習出前講座等を通じて支援しています。 令和4年度は5つの小学校で出前講座を実施しました。	○	各学校と連携しながら継続的に実施していきます。 毎年度末に進捗状況を確認しており、詳細は令和7年度からの第5期地域福祉活動計画へ反映させていただきます。	現状維持	
	(6)担い手の養成 ①担い手の育成	地域住民の支え合い活動の担い手を養成する講座を開催し、会員登録制度(高齢者安心支えあいポイント制度)を設けています。会員には定期的に研修を行い、活動を支援します。	高齢福祉課	従来のささエール会員養成講座に加え、シルバーハビリ体操指導士養成講座を開催し、ささエール会員登録資格が得られる講座を増やしました。 ささエール会員と高齢者支援を希望する団体や高齢者等とのマッチングを行いました。コロナ禍前と比較し活動数は大幅に減少しました。会員への定期的な研修の実績はありません。	○	ささエール会員養成講座の内容や開催場所を検討し、会員の増加に努め、支え合い活動の活性化を図ります。 会員への研修を実施します。	現状維持	有
	②ボランティアの育成	ボランティア・市民活動センター(社会福祉協議会)と連携を図りながら、ボランティア活動に対する啓発を行います。各種ボランティア養成講座を充実させます。	社会福祉協議会	社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置し、地域福祉活動計画に「ボランティアの育成」と記載し、ボランティア入門講座やスキルアップ講座を実施しています。令和4年度は、生活支援ボランティア養成講座と傾聴ボランティアスキルアップ講座を開催しました。	◎	今後もニーズに合った内容の講座を開催していきます。 毎年度末に進捗状況を確認しており、詳細は令和7年度からの第5期地域福祉活動計画へ反映させていただきます。	現状維持	
(7)包括的な支援体制の整備	医療・介護ニーズを持つ高齢者・障がい児者・子育て家庭など生活上の困難を抱える方々が、地域において自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉・子育て支援関係者を含む多職種による事例検討、地域ケア会議等の活用により複合的な課題に対応できる体制を目指します。	高齢福祉課 社会福祉課	障害福祉関係者を含む多職種による事例検討を行いました。個別ケース対応では、相談支援の途切れ等が発生することのないよう、関係部署・機関との情報共有に努めるとともに、必要に応じてケース会議を行い、問題解決に向けた協議を行いました。 地域総合支援協議会の専門部会ごとで、関係機関等と連携し、課題解消や支援体制を整えるため、定期的に協議をしています。必要に応じてケース会議を行い、課題解決に向けた協議等を行っています。	○ ○	関係部署・機関と協力し、多職種による事例検討、個別ケースの対応を行います。 複合的な課題に対応できる体制構築を促進します。 引き続き、様々な課題に対し、意見交換・情報共有・資質向上を図ります。 複合的な課題に対応できる体制を構築できるよう促進します。	現状維持 現状維持		

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
3 地域での助け合い 支え合いの推進 ～地域共生社会 の実現に向けて ～ 【重点】	(8)共生型サービスの 推進	介護保険と障害福祉両制度に新たに創設された「共生型サービス」について、地域における一体的なサービス提供を支援します。	高齢福祉課	県内でも共生型サービス事業所の数が少なく、市内には県の指定を受けた事業所はなく、サービス利用実績はありません。今後、サービス利用が必要な人から相談がある場合にはサービス提供ができるように支援します。	-	制度の周知を行います。申請相談があった際には、県及び関係各課と協議をし支援していきます。	現状維持	
			社会福祉課				介護保険事業所に対して共生型サービス等に関して周知し、併せて障がいに対する理解が深まるように啓発を継続的に行います。サービスの利用の仕組みとして必要な人のために関係課等と連携し、サービス提供につながるよう協議をしていきます。	現状維持
4 安心して在宅 で暮らせる仕組み づくりの推進	(1)住まいの整備 ①住宅修繕相談	毎月1回、市役所市民相談室において、住宅修繕相談を実施し、既存住宅の有効利用と市民の生活基盤の安定を図ります。	都市計画課	毎月1回、リフォーム相談員による住宅修繕相談を実施しました。市民の住まいの困りごとについて専門的な相談員によるアドバイスを行いました。	○	引き続きリフォーム相談員による住宅修繕相談を実施し、市広報等により市民への周知、利用促進を図ります。	現状維持	
	②軽費老人ホーム (ケアハウス)	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に対応できる施設で、家庭環境等の事情により居宅での生活が困難な方が入居でき、サービスを受けられる施設です。	高齢福祉課	市内に1か所、40床が整備されています。	○	近年のひとり暮らし高齢者等の増加による高齢者ニーズの把握に努めます。	現状維持	
	③養護老人ホーム	65歳以上の方で、環境上及び経済的な理由で居宅において生活することが困難な方が、市の措置により入所する施設です。	高齢福祉課	市内及び県内の養護老人ホームへ措置入所を委託しています。親族が関わりを拒否することも多く、医療同意、死亡後の収骨等が課題となっています。	○	措置の必要な高齢者を見極め、適切に入所へ繋げます。親族の協力が得られない場合、市長申立による成年後見人等の選任や事前に有事の際の対応について本人同意を得るようにします。	現状維持	
	④高齢者の住まい	高齢者向けにバリアフリー化され、居住環境が良好で優良な賃貸住宅である「高齢者向け優良賃貸住宅(高優良)」の入居者に対する家賃補助などの支援を行います。またホームページ等により、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。	高齢福祉課	高齢者の居住安定確保のため、瑞浪市介護保険サービス利用ガイドやホームページに有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅について掲載し、情報提供を行いました。	◎	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行っていきます。 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の待機状況等を把握し、介護保険施設と合わせて高齢者の住まいの確保について検討していきます。	現状維持	
			都市計画課	高齢者向け優良賃貸住宅に認定されているリコシエ村の6戸に関し、家賃減額に対応する補助を行いました。令和5年度で認定期間の20年が満了するため、本補助は終了となります。	◎	補助終了	廃止	
	(2)高齢者にやさしい 環境整備 ①福祉のまちづくり の促進	高齢者が外出しやすい環境づくりのため、駅周辺施設や市内の既存の主要な公共施設について、安全で安心して利用できるような施設整備を行います。	都市計画課	公共施設等で設備の修繕や改修を行う場合は、バリアフリーに対応した設備となるように配慮しています。	○	瑞浪駅周辺再開発事業においては、誰もが利用しやすく、あるきたくなるまちの整備に取組みます。 各施設整備では、ユニバーサルデザインに配慮します。	改善・充実	
②高齢者にやさしい 公共交通	路線バスの多くが廃止されたため、その代替交通としてコミュニティバスを運行しています。高齢者の社会参加の重要な手段として、鉄道、バス、タクシー等の公共交通全体の連携を強化し、各公共交通機関を高齢者が利用しやすくなるよう努めます。	商工課	利用者アンケートの実施及び地区要望を通じて意見を集約するとともに、乗降者数データ等を用いたニーズ分析により、毎年度コミュニティバスの運行内容の改善を行っています。また、市中心部ではバリアフリー法に適合した車両を利用しており、市周辺部の適用除外車両についても、乗降階段部分に補助階段をつけるなどの補助措置をとっており、高齢者にも利用しやすい車両となるよう工夫しています。 人口減少等により利用者の低迷が続いており、利用実態を踏まえた効率的・効果的な運行ルート・ダイヤの見直し等が必要です。	○	令和5年度に地域公共交通計画の策定を行い、既存の輸送資源に留めず、福祉輸送等の地域の輸送資源を総動員させるべく、同計画に位置づけを行います。また、同計画内において、市内公共交通の抜本的な見直しを行います。 引き続き利用者アンケートや地区要望の集約、地元住民との意見交換会を行い、利用者の需要を把握し、運行体系に反映するとともに、高齢者が利用しやすいバリアフリーに配慮した公共交通となるよう努力していきます。	改善・充実		

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
4 安心して在宅で暮らせる仕組みづくりの推進	③高齢者運転免許証自主返納支援	自家用車から公共交通機関へ利用の転換を促進し、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、65歳以上の高齢者で運転免許証の自主返納をした方を対象に、公共交通機関の回数券または利用券を交付します。	商工課	令和2年度からは生活安全課主体の下、年に1、2回ほど市役所で自主返納が行える機会ができ、1回あたり10件ほどの申請を受け付けることができています。高齢者大学校にて当該制度のチラシの配布を依頼していますが、更なる周知に加え、高齢者へ運転免許証自主返納のきっかけ作りが課題です。	○	本制度をきっかけとして自主返納した高齢者が少ないため、今後も当該事業の周知は広く行い、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進していきます。 また、市役所での運転免許証自主返納出張窓口がきっかけで自主返納を行う高齢者も増えてきているので、生活安全課や警察署等とも連携し、件数の増加を図っていきます。	現状維持	
	(3)緊急通報装置の設置	健康状態に不安を持つひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害等の緊急時に迅速に対応し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。	高齢福祉課	民生委員と連携し、必要な高齢者宅に緊急通報装置を設置しています。高齢化や過疎化により協力員の確保が難しい状況が多く見受けられます。	◎	民生委員と連携を図り、必要な高齢者宅に適切に設置を行います。令和5年10月からコールセンターを設置し、見守り体制の強化を図ります。	改善・充実	
	(4)ICTを活用した見守り	ひとり暮らし高齢者の見守りとして、ICT機器を活用し、孤独死の早期発見等を目的とします。地域での見守り体制の強化、離れて暮らす家族への負担軽減を図ります。	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者宅にICTを活用した見守りセンサーを設置しました。令和3年度に陶地区で、令和4年度に稲津地区に拡大して試験運用し、効果の検証を行いました。	◎	対象者が限られることで利用者が確保できないこと、地域の協力体制が確立されていないこと、利用料を負担してまでも利用継続したいという声が少ないこと等により、令和4年度をもって当該事業を廃止し、緊急通報事業において見守りを行うこととしました。	廃止	
	(5)見守り・配食サービス	健康状態に不安を有する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、安否確認と栄養補給を行う目的で、昼食を提供します。	高齢福祉課	対象者に昼食の弁当を配達し、安否確認と栄養補給を行っています。令和4年度から利用回数を週2回までに増加し、見守りの強化を図りました。	◎	必要とする高齢者に適切にサービスを繋げるとともに、事業者と連携して見守り、安否確認を行います。他事業者の参入も積極的に受け入れ、サービス内容の拡充を図ります。	現状維持	
	(6)民間事業者による見守り活動支援の充実	民間事業者による「さりげない」見守りを実施します。高齢者の異常を発見した際には、地域包括支援センターに連絡してもらうよう見守り体制の整備や関係者の連携を図ります。	高齢福祉課	民間事業者と見守り活動に関する協定を締結し、「さりげない」見守り体制の構築を図っています。	○	今後も「さりげない」見守りを行う民間事業者との協定を推進しながら、更なる見守り体制の強化及び関係者の連携を図っていきます。	現状維持	
	(7)交通安全・防犯対策の充実	高齢者が交通事故の被害者・加害者にならないように、また、悪質な犯罪から高齢者を守るための地域安全推進活動を実施します。	生活安全課	高齢者の交通事故や詐欺等の犯罪被害を未然に防ぐように、地域・関係機関と連携し、高齢者のお宅訪問や、高齢者を対象にした交通安全教室・防犯セミナー等を実施し、交通安全・防犯についての啓発を行いました。	○	引き続き、地域・関係機関と連携し、各種啓発を実施し、高齢者の交通事故や詐欺等の犯罪被害を未然に防ぐように努めます。	現状維持	
	(8)災害・感染症対策 ①災害対策	地域における要配慮者の避難行動支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿への登録及び地域での要配慮者の情報整理を促進します。	社会福祉課	地域における要配慮者の避難行動支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿への新規登録を、関係窓口にて案内しています。また、民生委員等と連携し、地域での要配慮者の最新情報の収集や整理を促進しています。	○	地域における要配慮者の避難行動支援名簿への登録推進を継続します。また、民生委員等との連携により得た、要配慮者の最新情報等により、個別避難計画作成を促進していきます。	現状維持	
		防災訓練等を通し避難体制の整備に努め、防災ラジオの正しい設置方法や防災・防犯「絆」メール、LINEの登録について周知します。	生活安全課	各地区、各種団体で行う防災訓練において、要配慮者を含めた避難体制の整備の必要性を周知しました。また、同時に防災ラジオの設置方法と「絆」メールの登録チラシを配布し、市広報も含めて周知を行いました。	○	引き続き防災訓練等において、避難体制の整備の必要性、防災ラジオの正しい設置について周知に努め、「絆」メールにおいては気軽に登録できる市公式LINEの周知を行います。	現状維持	
	②感染症対策	新型コロナウイルス感染症の流行により、感染拡大防止の取組や感染症対策の情報を周知します。	健康づくり課	新型コロナウイルス感染症を予防するためワクチン接種を希望する高齢者に実施しました。	◎	令和6年度以降のワクチン接種は未定。		
(9)介護者への支援 ①広報活動の充実	ガイドブック、市広報、ホームページなどを通じて各種サービスに関する情報提供を行います。	高齢福祉課	毎年度、瑞浪市介護保険サービス利用ガイド、高齢者保健福祉サービス利用ガイドを発行し、地域包括支援センター、民生児童委員、各種関係団体に配布して情報提供を行うとともに、窓口で市民向けの相談対応に活用しています。	◎	毎年度ガイドの見直しを行い、情報の更新に努めるとともに、広報、ホームページ、SNS等様々な媒体を活用して情報提供を行います。	現状維持		

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
4 安心して在宅で暮らせる仕組みづくりの推進	②介護に取り組む家族等への支援の充実	在宅で一定の要件を満たす高齢者を介護している方に対し、介護手当や介護用品クーポン券を支給します。	高齢福祉課	在宅で高齢者を介護している方への経済的支援として、介護手当や介護用品クーポン券を支給しています。介護手当については、居宅介護サービス費区分支給限度基準額の20%未満の月しか対象とならないことから、適切な介護保険サービスの利用を阻害しているという指摘もあります。	○	介護用品クーポン券については引き続き同水準での支援を継続します。介護手当については事業継続の是非について検討を行います。	内容の見直し	
			社会福祉協議会	社会福祉協議会では、地域福祉活動計画に記載した「在宅高齢者・介護者の居場所づくり」の一環として、リフレッシュ・介護負担軽減の技術を学ぶ場となる介護者のつどいを月1回実施しています。令和4年度の参加者は延べ51名でした。	○	介護者が必要としている内容で実施していきます。毎年度末に進捗状況を確認しており、詳細は令和7年度からの第5期地域福祉活動計画へ反映させていただきます。	改善・充実	
	③移送サービス	寝たきり状態で、一般の交通機関等を利用することが困難な場合、リフト付タクシーの利用に対し、助成を行います。	高齢福祉課	対象者がリフト付タクシーを利用する際の運賃を助成し、外出支援を行いました。利用目的のほとんどが通院となっており、広く外出支援に活用されてはいません。	○	引き続き外出支援として事業を継続するとともに、ケアマネジャーに対して事業を周知し、利用者の増加を図ります。	現状維持	